

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：津島市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	59.2%
全職員	65.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0%
本庁課長相当職	98.0%
本庁課長補佐相当職	98.7%
本庁係長相当職	99.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	107.3%
31～35年	96.0%
26～30年	94.8%
21～25年	84.1%
16～20年	79.3%
11～15年	103.9%
6～10年	88.5%
1～5年	63.0%

【説明欄】

- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は76.7%となっている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、女性職員に比べ男性職員に勤務時間が長い職員が多いため、給与の差異に表れている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。